

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 学校体育館の冷暖房設備設置について

(一) 北区の計画について

【要旨】

学校体育館は、災害時には避難所となることも踏まえ、熱中症対策として、来年夏までに区立小中学校の体育館に冷暖房設備を整備するよう求めた。議員団として区長に対し要望もした。区立小中学校の冷暖房化は、文京区、中央区では完了、千代田区、台東区、港区はほとんどの学校で導入と聞いている。北区の計画の進捗状況を問う。

土屋 さとし

公明

代表

四

一(一)

はじめに、学校体育館の冷暖房設備設置について
順次、お答えします。

はじめに、北区の計画についてです。

これまで、学校体育館の冷暖房設置については、
すでに、この春開設したなでしこ小学校から、
順次、改築校に導入することとじていきましたが、

この夏の酷暑の状況から、
児童生徒の安全な教育環境の確保とともに、
災害時には避難所となることを踏まえ、
全校への早急な設置が必要と考えています。

そのため、来年度から二か年で、
新たな東京都の補助制度を活用して、
区立小中学校全校に

冷暖房設備を設置する計画としています。
なお、リフレッシュ改修を実施している

【後頁へ続く】

土屋 さとし

公明

代表

四

【前頁より続く】

小学校三校については、

今年度中の設置に向けた調整を進めています。

今後も、教育委員会と連携を図りながら

可能な限り迅速に設置できるよう努めてまいります。

質問事項概要

教育長答弁

平成三十年十一月二十二日

土屋 さとし	公明	代表	四
(質問の事項及び要旨)			
一 学校体育館の冷暖房設備設置について			
(二) 地球環境問題配慮について			
【要旨】			
<p>冷暖房設備の導入には、財政負担や地球環境への配慮も必要だ。体育館の鉄板の屋根は五十度を超えると聞いており、遮熱塗装など断熱効果を高める方法が有効である。ランニングコストや地球環境問題への配慮について区の取り組みを伺いたい。</p>			

答 弁 案

教育長答弁

教育振興部学校改築施設管理課・総務部営繕課

土屋 さとし

公 明

代 表

四

一（二）

私からは、学校体育館の冷暖房設備設置についてのうち、地球環境問題配慮について お答えします。

冷暖房設備の導入を前提としていない造りの既存体育館に、当該設備を設置する際には、できる限り熱効率を高める施設改善を行うこと、ランニングコストの圧縮や環境負荷の軽減を図ることが大きな課題の一つであると考えています。

現在、東京都では、空調効果を高めるための断熱工事について、追加の補助制度を検討しているとの情報もありますので、事業の実施にあたっては、スピード感を持って全校設置を目指すと同時に、こうした状況を注視しながら、効率的効果的な設置に努めてまいります。

土屋 さとし	公明	代表	四
--------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

二 在宅療養患者・高齢者搬送支援について

(一) 区の要介護者と特養、老健・療養、

在宅について

【要旨】

救急搬送される七十五歳以上の高齢者が増加してきている。北区で要介護四または五に認定されている人数、そのうち、特養、老健・療養（療養病床）、在宅療養者の人数はそれぞれ何人なのか。

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

二(一)

次に、在宅療養患者・高齢者搬送支援についての
ご質問に順次お答えします。

はじめに、北区の要介護者と

特養、老健・療養、在宅についてです。

平成三十年四月一日現在、

北区で要介護四または五として

認定されている方は、

三千八百十人となっております、

そのうち施設サービスを利用されている方は、

特別養護老人ホームが七百二十一人、

老人保健施設が百二十八人、

介護療養型医療施設が十五人、

その残りの方が

入院と在宅療養者であると考えています。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

- 二 在宅療養患者・高齢者搬送支援について
- (一) 救急医療の問題点について

【要旨】

超高齢化社会では、救急搬送される重症の高齢者が増加し、一方で、受け皿となる地域の救急医療機関は減少してきている。

このため、遠方の医療機関に搬送されてしまう入口の問題がある。

また、高齢者の世帯構成の変化や認知症高齢者の増加によって、退院後の在宅療養の継続が困難になる出口の問題がある。

この入口と出口の問題点について、区の見解を問う。

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

二(二)

次に、救急医療の問題点についてです。

救急医療については、入口の問題点として、

厚生労働省は、首都圏等の大都市においては、

救急搬送時の医療機関の受入れが困難との紹介を

行っておりますが、一方、

北区の重症患者を受け入れる、

豊島区、板橋区、練馬区及び北区で構成する

二次保健医療圏域では、救急搬送時の医療機関は、

一定程度充足していると認識しています。

また、退院後の在宅療養にかかる

出口の問題点については、

多職種連携研修やICT(あいしーてい)の活用、

新たに、国から本年三月に示された

全国共通様式による

「介護医療連携共通シート」の周知と活用を図り、

区民の円滑な在宅療養の再開を支援してまいります。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 在宅療養患者・高齢者搬送支援について

(三) 病院救急車の取り組み、在宅療養推進支援事業
について

【要旨】

在宅療養中に医療機関での治療が必要となったとき、区内の病院が保有している救急車で医療機関へ搬送する事業がある。これは、病院と診療所が連携しながら、在宅療養への復帰を支援していく事業である。この事業への区の支援について見解を伺う。

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

二(三)

次に、病院救急車の取組み、在宅療養推進支援事業についてです。

区内の病院が所有する救急車を活用して在宅療養者を地域の病院に搬送する事業は、医師会が主体となって実施する事業であり、現在、二十三区では、葛飾区と江戸川区が、東京都の補助事業を活用して、医師会に対する支援を行っています。

事業を実施している二区からは、搬送先病院の偏りや、利用件数の伸び悩みなどの課題がある一方、在宅療養者とその家族からは大変喜ばれている事業であると聞いており、東京消防庁の救急車の出動件数を抑制する効果も期待できるものと考えています。

(後頁へ続く)

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

病院救急車の活用事業については、

先進自治体の取組みを参考に、課題を整理したうえで、

北区医師会とも連携して、

事業の仕組みや支援の方法などを検討し、

誰もが住み慣れた地域で

安心して暮らし続けることができる

在宅療養推進支援の取組みを進めてまいります。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 コミュニティバスの既存路線・展開方針について

(一) 日曜・祭日の利用者拡大について

(二) 高齢者・障害者の利用拡大への改善について

(三) コスト感覚で余剰金を出す区の実力について

(四) 需要や運賃に対する科学的分析について

【要旨】

既存路線は平成二十年四月二十七日からモデル運行し、今年で丸十年の節目だ。他区と比較して良い成績だが、日曜・祭日の利用者が平日に比較して低い。観光客や交流人口を取り込み利用者の拡大を図るべきと考えるが区の見解は。また、多くの高齢者・障害者にご利用いただけるように既存路線の改善について区の見解は。コスト感覚を持って余剰金が区的一般会計の歳入に入る位の努力を。展開方針は、十分な分析と展望が必要だ。需要や運賃に対する科学的な分析が必要と考えるが区の見解を伺う。

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

三(一)(二)(三)(四)

次に、コミュニティバスの

既存路線・展開方針について順次お答えします。

はじめに、日曜・祭日の

利用者や高齢者・障害者の利用拡大についてです。

平成二十九年の休日の利用者は、

平日に比べて一割程度少ない状況となっております、

改善策が必要であると認識しております。

本年度、展開方針策定調査を実施し、

現在、K(ケ)バス利用者や沿線施設利用者の

意向調査を行っております。

今後は、この調査結果などをもとに、

休日利用者や高齢者・障害者の利用拡大に向けた

利用促進の検討を行ってまいります。

次に、コスト感覚、需要や運賃に対する

科学的分析についてです。

(後頁へ続く)

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

今回の展開方針 策定調査では、

K(ケー)バスの利用の実態調査や

これまでの営業収入と経費を分析し、

運行にかんする収益改善策の検討も行います。

様々な観点で検討し、年度内には、

次期に向けた運行形態等の改善方針を

取りまとめる予定です。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 子どもの未来応援事業について

- (一) 子どもの学習支援事業について
- (二) 中学三年生の学習支援について

【要旨】

生活保護・就学援助・児童育成手当受給世帯の小学生を対象とする「学習支援教室」や、中学一・二年生を対象とする「みらいきた」、区立中学校に在籍する中学三年生を対象とする「夢サポート教室」の定員を増やせないか伺う。

中学三年生の学習支援は、一般の受験対策ゼミである「夢サポート教室」のみである。経済的な理由などにより塾などの学習機会の少ない中学三年生を対象とした支援について伺う。

土屋 さとし

公明

代表

四

四(一)(二)

子どもの学習支援事業についてお答えします。

生活保護・就学援助・児童育成手当受給世帯の

小学生を対象とする「学習支援教室」や

中学一・二年生を対象とする「みらいきた」、

区立中学校に在籍する中学三年生を対象とする

「夢サポート教室」については、

今年度はすべて定員を上回る

申し込みをいただいております。

この実績を踏まえて、

今後、事業の箇所数、定員の拡充や

経済的理由などにより

塾などの学習機会の少ない中学三年生を

対象とした事業の実施についても

検討してまいります。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 子どもの未来応援事業について

(三) 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援について
養育困難世帯を早期に発見し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が必要だ。子育て世代包括支援センターの事業及び子ども家庭支援センターとの連携を問う。

四(三)

次に、乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援についてです。

これまでも、子ども家庭支援センターと健康支援センターの連携により、特定妊婦等の支援が必要とされる妊産婦や乳幼児について情報交換を行い、必要に応じて家庭訪問をするなどの対応をしてきました。

今年度から、子ども家庭支援センターと健康支援センターの共同で

「子育て世代包括支援センター事業」を開始し、健康支援センターで作成している

「はぴママきたく子育てプラン」の情報を共有することで、子ども家庭支援センターでの

「はぴママひよこ面接」等における

きめ細かい対応につなげていきます。(次頁へ続く)

(答弁案)

教育長答弁

子ども未来部

子ども家庭支援センター

土屋 さとし

公明

代表

四

(前頁から続く)

また、これまで実施している「母子保健連絡会」に加え、今年度からは、

「子育て世代包括支援センター事業運営会議」を設置し、情報共有及び連携体制の更なる強化を図り、養育困難など、リスクの高い家庭を確実に把握し、必要な支援につなぐよう努めています。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 子どもの未来応援事業について

(四) 学校教育における学び体験、成長支援と学習環境支援について

ア 自己肯定感を高めるための体験活動について

【要旨】

自己肯定感の低さは肯定的体験が弱く
コミュニケーション力不足で孤立化する。
子どもたちに直接経験・体験の機会を
提供していく必要があるが、区の見解を伺う。

【用語解説】

「自己肯定感」(東京都の定義)

自分に対する評価を行う際に自分のよさを肯定的に認める感情

※「自尊感情」・・・自分にできることなどすべての要素を包括

した意味での『自分』を他者とのかわり合いを通してかけがえのない存

在、価値ある存在としてとらえる気持ち

土屋 さとし

公明

代表

四

四（四）ア

次に、「学校教育における学び、成長の支援」についてのうち、はじめに、

自己肯定感を高めるための体験活動についてです。

北区教育ビジョンでは、重点施策として

「体験活動の充実」を掲げており、

現在、学校では、運動会や学芸会、音楽会などの

学校行事に加え、岩井自然体験教室や

イングリッシュ・サマー・キャンプなどの

集団宿泊的行事、

中学生の職場体験などを行っています。

これらの体験活動をとおして

自分の力で最後まで責任をもって

やり遂げたり課題を解決したりする成功体験や、

【次ページへ続く】

土屋 さとし

公明

代表

四

【前ページから続く】

他者との信頼関係を築いて

共に物事を進めたりする中で、

他者から認められるなどの

肯定的体験の積み重ねが、

児童・生徒の自己肯定感の醸成につながります。

そのため、各学校においては、

意図的・計画的に体験活動を行うことが重要であり、

今後も、学校教育における体験の充実に

努めてまいります。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 子どもの未来応援事業について

(四) 学校教育における学び体験、成長支援と学習環境支援について

イ 学びの環境支援について

【要旨】

スクールソーシャルワーカー（以下SSWという。）は、教育総合相談センターに、統括指導員一名、地区担当三名（非常勤）が配置されている。SSWは、子ども の環境、家庭、学校、地域に着目して何か問題を抱えさせられたという発想から支援を行う。SSWは、知識だけでなく地域や関係機関とも良好な関係を築く必要があるが、人材育成・拡充について問う。

四(四)イ

次に、学びの環境支援についてお答えします。

スクールソーシャルワーカーは、

社会福祉の専門知識を活用しながら、

児童・生徒の問題を把握し、

家庭などの環境への働きかけや、

関係機関等と連携を図りながら

支援を行う専門家であり、

児童・生徒に応じた学びの環境を整え

子ども達が安心して暮せるよう、

役割や活動の充実が求められています。

そのため、統括指導員を一名配置し、

スクールソーシャルワーカーの指導・育成に

努めるとともに、事例検討や研修を実施し

専門性の向上に努めています。

【後頁に続く】

(答 弁 案)

教育長答弁

教育振興部 教育総合相談センター

土屋 さとし

公 明

代 表

四

【前頁から続く】

今年度、二つのサブファミリーを活用した、不登校児童・生徒支援のモデル事業を実施し、支援策等の研究・検証を行う中で、合わせてスクールソーシャルワーカーの配置のあり方などの課題について検討を進めています。

今後も、スクールソーシャルワーカーの質的向上と充実に努めてまいります。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 子どもの未来応援事業について

(五)子どもの居場所づくりの推進について

【要旨】

足立区は、主に中学生を対象に

「居場所を兼ねた学習支援」を

NPO法人へ委託して週六日開設している。

夕食も提供しており、

高校生になっても通うことができる。

北区で同様施策ができないか見解を伺う。

土屋 さとし

公明

代表

四

四（五）

次に、子どもの居場所づくりの推進についてお答えします。

足立区が実施している

「居場所を兼ねた学習支援事業」は、
経済的に塾に通わせることが難しいなどの理由で
家庭での学習が困難な中学生を主に対象として、
家庭に代わる学習の場所と安心して過ごせる
居場所を提供している事業であると
認識しております。

北区でも子どもたちの学習支援事業を
実施しておりますが、
食事の提供や対象を高校生までに
拡大することなど、
更なる事業の拡充については、
実施区の状況を把握し、
今後の研究課題とさせていただきます。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 子どもの未来応援事業について

(六) 困難を抱えやすい子ども(若者)への
支援について

ア 区内都立高校及び、都教育委員会との連絡会

【要旨】

平成二十八年度の区内都立高校の

中途退学者数は百五人で、全日制四十二人、

定時制六十三人である。

前年度より三十人増えている。

区教育委員会と区内都立高校及び、

都教育委員会との連絡会等はあるのか伺う。

土屋 さとし

公明

代表

四

四(六)ア

次に、「困難を抱えやすい子ども（若者）への支援」
についてのうち、はじめに、区内都立高校及び、
東京都教育委員会との連絡会についてです。

まず、都立高校との連携につきましては、
区内にある都立桐ヶ丘高等学校及び飛鳥高等学校の
学校運営協議会に指導主事が参加し、
進学状況や学校生活の様子等について
情報交換をしています。

また、区内ではありませんが、
都立芝商業が、飛鳥中学校、十条富士見中学校と
連携し、特別推薦枠を設定し、
夏季休業中に、
希望者が商業の授業を体験するなどの
取り組みを行っています。

【後頁に続く】

土屋 さとし

公明

代表

四

【前頁から続く】

また、東京都教育委員会との連絡会については、年に数回ある指導主事連絡協議会等で、中学生の進路状況や入学者選抜の内容について協議し、中学生の進路指導やキャリア教育に生かすよう努めています。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 子どもの未来応援事業について

(六) 困難を抱えやすい子ども(若者)への
支援について

イ、児童養護施設等を退所した子どもの住宅
確保について

【要旨】

児童養護施設等に入所している子どもは退所と共に
自立しなければならぬ。

児童福祉施設を運営する社会福祉法人等と協定を結
び、区営住宅等に入居期間五年程度を限度として、入
居ができないか伺いたい。

土屋 さとし

公 明

代 表

四

四(六)イ

次に、子どもの未来応援事業についての
ご質問のうち、困難を抱えやすい子ども(若者)への
支援についてお答えします。

住宅に困窮する、

児童養護施設等退所者を含め、

住宅確保要配慮者の、

居住の安定確保については、

公営住宅の、公平かつ的確な運営とともに、

民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する

必要があります。

現在、区営住宅における、

児童養護施設等退所者の入居を

優先する制度はありませんが、

様々な事情を抱えている、退所者への支援は、

重要な課題であると認識しており、

(後頁へ続く)

土屋 さとし

公 明

代 表

四

(前頁から続く)

区といたしましては、

ご提案の方策も含め、

現在、設立に向けて準備を進めている、

居住支援協議会において、検討してまいります。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 子どもの未来応援事業について

(七) 孤立しない仕組みづくりについて

【要旨】

子どもの未来応援プラン策定のための
実態調査では、貧困線を下回る世帯や、
ひとり親世帯は、地域との関わりが希薄であり、
相談相手がいないなど、孤立している傾向にある。

足立区の調査によると、
保護者が困った時に相談できる相手があると
子どもの健康リスクが軽減することや
子どもが地域行事に参加していると
逆境を乗り越える力を培えることが
結果として出ているが区の見解を伺う。

土屋 さとし

公明

代表

四

四（七）

次に、孤立しない仕組みづくりについてお答えします。

子どもの未来応援プラン策定のために実施した実態調査では、貧困線を下回る世帯や、ひとり親世帯においては、地域との関わりが希薄であったり、相談相手がいないなど、社会的に孤立している傾向があります。

この実態調査を踏まえて、困難を抱えるひとり親家庭の保護者が気軽に相談できる体制を整備するため、平成二十九年九月から

「そらまめ相談室」を本庁舎に設置しました。

また、その他の区の各事業の実施時などにおいて、乳幼児期・学齢期の段階に応じて、

【次ページへ続く】

土屋 さとし

公明

代表

四

【前ページから続く】

支援を要する世帯の存在に気づき、

適切な支援につなげるよう努めておりますが、

引き続き、庁内の連携を強化いたします。

子ども食堂や学習支援などの地域団体をはじめ

青少年地区委員会などとも

連携を深めていくとともに

地域行事への誘導強化も検討してまいります。

土屋 さとし	公明	代表	四
--------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

四 子どもの未来応援事業について

(八) 保護者の相談事業と就労、生活支援について

【要旨】

ア 若年未就職者のジョブトライ事業や女性の再就職支援事業はあるが真中がなく、概ね三十五歳以上の男性には介護職就職支援コース、中高年向け就職支援セミナーはあるが、生活に困窮している保護者の就労支援について、区の見解を伺う。

イ 生活困窮状態になったターニングポイントが、男性は、疾病、失職、障害の診断・認定、住まいの喪失の順、女性は、疾病、離婚、失職、世帯主以外の収入の喪失の順であるが、包括的で早期な支援、特に、アウトリーチが必要と考えるが、区の見解を伺う。

【用語解説】 ●地域におけるアウトリーチ支援等推進事業・・・生活困窮者自立支援の

就労準備支援事業等の一事業として、ひきこもりや中高年齢者等に、訪問支援（アウトリーチ）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する。

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

四（八）ア・イ

次に、保護者の相談事業と就労、生活支援についてです。

区では、経済的に困難な状況にある家庭の保護者をはじめ、生活保護に至る前（まえ）段階の生活困窮者に対し、北区くらしとしごと相談センターにおいて、就労による自立に向けた包括的な支援を行っています。

また、ご紹介いただいた、若者や女性を対象とした就職支援事業や、中高年・シニアを対象としたセミナーなどを実施し、一定の成果が得られていると考えています。

なお、生活困窮に至るターニングポイントや要因を早期に把握し、支援につなげることは重要であるため、

（後頁へ続く）

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

自ら、相談窓口にたどり着くことが難しい生活困窮者に対しては、ご指摘のような、アウトリーチの観点も必要であると考えます。

これまで取り組んできている北區くらしとしごと相談センターが中心となった、地域ネットワークによる、

生活困窮者の早期把握に努めるとともに、国が本年度創設した

「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業」による先行自治体の取組み事例なども研究したうえで、ご提案のアウトリーチについても検討し、今後とも、生活困窮者支援にしっかり取り組んでまいります。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 子どもの未来応援事業について

(九) 子どもの生活実態調査について

【要旨】

子どもの声は届きにくい事、

貧困や家庭の問題は見えにくい事、

問題を抱える人は支援に繋がりにくい事、

子ども施策の効果は見えにくい事から

毎年の子どもの生活実態調査を

実施することについて区の見解を伺う。

土屋 さとし

公明

代表

四

四（九）

次に、子どもの生活実態調査についてお答えします。

北区では、子どもの未来応援プラン策定のための実態調査を平成二十八年度に実施しており、今年度は、「子ども・子育て支援計画二〇二〇」策定に向けた区民意識・意向調査を実施しています。

今後はその調査結果を十分分析し、更に実行性の高い施策展開を図るために、計画の策定に努めてまいります。

また計画の策定に当たっては

「北区基本計画二〇一五」改定に向けた区民意識・意向調査や

東京都が毎年実施している
児童・生徒体力・運動能力、
生活・運動習慣等調査の結果などを
参考にしてまいります。

土屋 さとし	公明	代表	四
(質問の事項及び要旨)			
<p>四 子どもの未来応援事業について</p> <p>(十) 全庁を挙げての取り組みと 職員の意識改革について</p>			
【要旨】			
<p>子どもの貧困対策は教育と福祉だけでなく、各所管に横串を刺した連携が必要。</p> <p>学力、家庭教育、経験・体験、健康、子育て支援、障害、ひとり親、就労支援、地域コミュニティも含めトップダウンの指示と全庁を挙げての取り組みと</p> <p>職員の意識改革が必要と考えるが区の見解を伺う。</p>			

土屋 さとし	公明	代表	四
--------	----	----	---

四（十）

次に、全庁を挙げての取り組みと職員意識改革についてお答えします。

教育と福祉等の関係機関の

一層の連携強化を図るため、昨年度、子どもの貧困対策庁内連携推進連絡会を立ち上げ、関係各課の連携調整及び情報共有を図っています。

子どもの未来応援プランを推進していくには、教育、子育て、保健、福祉、雇用等様々な分野の施策や事業の連携を

これまで以上に推進し、横断的に取り組んでいく必要があると考えます。

また、昨年度実施した、教職員や児童館、学童クラブ等の職員を対象とした子どもの貧困問題についての研修を継続的に実施するとともに、

【後頁へ続く】

土屋 さとし	公明	代表	四
--------	----	----	---

【前頁より続く】

さらに研修対象者の幅を広げることにより
職員の意識改革へつなげてまいります。

未来を担う北区の子どもたちが、
生まれ育った環境にかかわらず、
自分の将来に夢と希望を持って健やかに
成長・自立できるよう、
全庁を挙げて貧困の連鎖の解消に向けて
取り組んでいきます。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

五 北区空き家対策について

- (一) 北区空家実態調査について
- ア 北区の空き家の現状について
- イ 空き家所有者の特定について

【要旨】

全国的に空き家等が増加している。国の所有者意向調査結果から、活用されなくなった空き家の半数が除却するつもりが無いとされ、倒壊の恐れがある危険な空き家の増加が懸念される。

平成二十二年度の住宅課の実態調査(空き家2,573戸)と、平成二十八年度の建築課の実態調査(空き家1,278棟)での空き家数の違いについて。

また、平成二十二年度の調査では、1,003戸の空き家所有者が特定できたが、平成二十八年度の調査で空き家の所有者が特定できた件数について伺う。

土屋 さとし

公 明

代 表

四

五(一) アイ

次に、北区空き家対策についての
ご質問にお答えします。

はじめに、北区空き家実態調査についてです。

平成二十二年度に行った空家実態調査では、

空き家の防犯・防災面への対応や

空き家の有効活用などの住宅施策を

検討するために実施し、区内全域ではなく、

木造住宅が密集している地域や

高齢化率が高い地域などを対象に、

共同住宅の空き室も含めた

戸数単位で集計しています。

一方、平成二十八年度に行った空家等実態調査は、

空家法に基づき、空き家の実態を把握するとともに、

データベースの整備を行い、

空き家対策を総合的に実施するための

(後頁へ続く)

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

基礎資料にすることを目的として実施し、区内全域の戸建て住宅を対象に棟(むね)単位で集計しています。

そのため、平成二十二年度と平成二十八年度の調査では、対象地域及び棟(むね)数、戸数による調査単位に違いがあります。

次に、空き家の所有者の特定についてです。平成二十八年度の空家等実態調査においては、対象とする空き家の登記事項証明書を取得し、千二百七十八棟の空き家のうち千三十一棟の登記上の所有者を確認しています。しかし、その中には、相続登記を行っていない建物など、所有者不明の建物も含まれていると考えています。

土屋 さとし

公 明

代 表

四

(質問の事項及び要旨)

五 北区空き家対策について

(一) 建物の除却について

ア 整備地域等における除却費用助成の
優遇措置について

【要旨】

区は東京都防災都市づくり推進計画の整備地域・重点整備地域（不燃化特区）や、防火地域・新防火地域に指定されている地域で、どのような空き家の除却費用の助成を実施しているのか。

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

五(二) ア

次に、整備地域等における除却費用助成の優遇措置について、お答えします。

区では、木造住宅密集地域を「燃え広がらない・燃えないまち」へと改善を図るため、

「東京都防災都市づくり推進計画」において、「不燃化特区」に位置付け、

その区域のほとんどを防火地域、新防火地域に指定している志茂地区をはじめ、十条地区や西ヶ原地区の一部などで、空き家を含めた老朽建築物の

「除却支援事業」を実施しています。

この助成事業は、延焼防止上危険な木造建築物等を対象として、百六十万円を上限に、除却に要した経費を助成するもので、昨年度は四十六件のご利用をいただいています。

(後頁へ続く)

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

また、その他(ほか)にも、

ご案内いただいた不燃化特区を除く

密集住宅市街地整備事業区域における取り組みや、

区内全域を対象にして、

一定の要件を満たす倒壊等のおそれのある

危険な老朽空き家について、

家屋の除却に要した費用の二分の一を

八十万円以内の範囲で助成する

事業を実施しています。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

五 北区空き家対策について

(一) 建物の除去について

イ 空家実態調査において老朽度・危険度総合判定ランクがD判定の建物十七棟の除去の進捗について

ウ 高崎市の空き家に対する施策の取入れについて

【要旨】

平成二十八年度の空家実態調査において、老朽度・危険度総合判定ランクがD判定となり、緊急度が高く解体等の是正が必要と思われる建物十七棟について除却の進捗は。

除却費用助成において、高崎市の空き家に対する施策を北区に取り入れられないのか。

土屋 さとし

公明

代表

四

五(二)イウ

次に、老朽度・危険度総合判定ランクが

D判定の、建物十七棟の除去の進捗についてです。

区では、北区空家等対策計画に基づき、

危険な老朽空き家に対して、建築基準法による指導を行っているところです。

しかし、空き家の所有者等を確知(かくち)

できない場合や、所有者等を確知(かくち)しても、

改善に向けた指導に対する所有者等の理解が

得られない場合など、除却を含め空き家の改善に至っていない状況です。

また、区では、これらの空き家について

空家法に基づく特定空家等の認定に向けて、

北区空家等対策審議会に

ご審議をいただいているところであり、

認定後、危険な状態にある特定空家等に対しては、

(後頁へ続く)

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

空家法に基づいた助言又は指導、勧告、命令及び代執行の措置も視野に入れて取り組んでまいります。

次に、高崎市の空き家に対する施策の取入れについてです。

区ではこれまで、

まちづくりの中で不燃化の促進や管理不全な状態による事故等の防止など、様々な観点から空き家を含む老朽建築物対策を進めるため、除却費用助成等の事業を行ってきました。

ご紹介のありました

高崎市の事例につきましては、空き家対策事業の進捗状況を捉え、区民の皆さまがより一層利用しやすい制度になるよう参考にさせていただきます。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

五 北区空き家対策について

(三) 北区空家等対策計画について

【要旨】

空き家は実態・段階に応じた対策が必要である。

空き家になった理由は、転居や施設への入所等

居住者の他所への移動、居住者の死亡とそれに伴う

相続関連の理由も多い。

空き家の発生抑制の為には、事前から所有者等への

啓発や周知が必要と考えるが、区の見解は如何か。

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

五(三)

次に、北区空家等対策計画についてのご質問に
お答えします。

本年三月に策定いたしました、

「北区空家等対策計画」では、

空き家の予防対策をはじめ、除却や跡地の活用など、
計画的かつ総合的に、

空き家等に対する施策を実施することとしています。

本年七月からは、予防対策の一環として、

空き家の適正管理助成を実施していますが、
空き家の発生を抑制するためには、

事前の所有者等への啓発や周知が大変重要であると
認識しています。

区といたしましては、今後とも、ホームページ、
パンフレットや民間の広報誌を利用した事業の周知、
講演会や個別相談による所有者等への啓発に、
より一層努めてまいります。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

五 北区空き家対策について

(四) 相談事業と管理と利活用について

ア、空き家を活用した地域活動の可能性について

イ、民間団体との業務提携について
ウ、木造住宅耐震化促進事業への繋がりに
ついて

【要旨】

高崎市では、様々な空き家対策事業が行われている。
町会・自治会会館が無い町会・自治会に、町会内にある空き家利活用の取組ができないか伺いたい。

高崎市は群馬県行政書士会高崎支部と業務提携し、
空き家対策専用電話で空き家の市民相談をうけている。
北区における民間団体との業務提携について伺いたい。
また、空き家相談が入り口となり、木造住宅耐震化
促進事業へ繋がっているのか伺いたい。

土屋 さとし

公 明

代 表

四

五(四) アイウ

次に、相談事業と管理と利活用について
お答えします。

はじめに、
町会・自治会会館が無い町会・自治会の、
町会内にある空き家を活用した地域活動の
可能性についてです。

「北区空家等対策計画」における、
活用・流通対策の一環として、
本年七月より開始した、
地域貢献型空き家利活用モデル事業は、
空き家所有者との意向がマッチすることを前提に、
地域交流の活性化や
地域コミュニティの再生など、
空き家を地域貢献のために利活用するものに対する
支援事業です。

(後頁へ続く)

土屋 さとし

公 明

代 表

四

(前頁から続く)

町会・自治会の役割は、

この事業の趣旨に沿うものであり、

本事業を活用した、空き家の利活用も

可能であると考えています。

次に、空き家の相談事業における、

民間団体との業務提携についてです。

区では、

NPO(エヌピーオー)法人日本地主家主協会と

協定を締結し、

面談による空き家の個別相談を

実施しておりますが、

平成二十八年度に三件、平成二十九年度に六件、

今年度が二件の実績となっております。

ご提案の、専用電話による相談については、

今後の相談件数の推移や専門性など、

(後頁へ続く)

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

相談内容の状況を踏まえたとうえで、
検討してまいります。

また、空き家の相談に際しては、
所有者の空き家に関する利活用の方針が
明確になっていない場合が多く、
利活用に対する意向がある場合には、
積極的に、
除却や木造住宅耐震化促進事業活用の
働きかけを行っています。

今後とも、
空き家の適正管理についてのPR(ポータル)に
努めるとともに、
相談にあたっては、丁寧に応じてまいります。

土屋 さとし

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

六 高齢者の住まいについて

(一) サービス付き高齢者住宅について

ア、区内サービス付き高齢者住宅の戸数について

イ、サービス付き高齢者住宅の誘致について

ウ、住宅と福祉の連携について

【要旨】

区内サービス付き高齢者住宅の戸数を問う。

ゆいまーるの様なサ付き住宅の誘致について区の見解を問う。

住宅と福祉の連携は非常に重要と考えるが区の見解は如何か。

土屋 さとし

公 明

代 表

四

六(一) アイウ

次に、サービス付き高齢者住宅について
お答えします。

現在、区内のサービス付き高齢者向け住宅は、
六住宅、三百戸となっています。

ご紹介の、ゆいまーる高島平は、

UR団地内の空き住戸を

低廉な家賃で提供しており、

介護サービスとあわせ、

高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた
サービス付き高齢者向け住宅であると

認識しています。

区といたしましては、世田谷区の事例も含め、

高齢者向けの住宅の施策として

有効であることから、

誘致については、

(後頁へ続く)

土屋 さとし

公 明

代 表

四

(前頁から続く)

住宅マスタープランの改定作業の中で、

関係機関と調整するなど、

様々な角度から検討してまいります。

また、ご案内の、厚生労働省による

「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」は、

自治体が、

既存の空き家等を活用した住まいの確保支援と

日常的な相談等の生活支援や見守りにより、

高齢者が住み慣れた地域において、

安心して暮らせるよう体制を整備する取組みです。

区といたしましては、

空き家対策にもつながり、

住宅施策と福祉施策の連携をモデル化した、

先進的な事例であると考えており、

モデル事業の成果を把握し、

今後の参考とさせていただきます。

土屋 さとし

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

六 高齢者の住まいについて

(二) 新たな住宅用セーフティネットについて

【要旨】

住宅セーフティネット法が昨年改正・施行され、高齢者や障害者、子育て世帯等で住宅に困っている方の入居を拒まない、あるいはそうした方を対象とした住宅の登録制度が導入された。

高齢者や障害者が入居した後の居住支援があれば、不動産事業者も安心して貸し出せると考えるが、区の見解は如何か。

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

六(二)

次に、新たな住宅用セーフティネットについて
お答えします。

住宅セーフティネット法の改正に伴い、

国は、

空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない

賃貸住宅として、

賃貸人が都道府県等に登録する制度を

創設しましたが、

目標戸数に達してない状況にあると聞いています。

住宅に困窮する高齢者等、

住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るためには、

民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する

必要があります。

そのためには、

不動産関係団体や居住支援団体等と連携し、

(後頁へ続く)

土屋 さとし	公 明	代 表	四
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

ハード面の住宅確保とソフト面の福祉支援を一体的に運用することにより、不動産業者等の不安を払しょくすることが、重要な課題であると考えています。

区といたしましては、これらの課題解決に向けて、居住支援協議会の設立を進めるとともに、住宅確保要配慮者の、居住の実態や住宅の供給状況、そして、地域の賃貸人等(とう)の意向や居住支援の実態などを、把握したうえで、具体的な施策の展開に、取り組んでまいります。